

令和3年度 事業計画

1 法人の基本理念

- (1) 稚内木馬館は、人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本とし、公平公正な運営に努めます。
- (2) 稚内木馬館は、常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに、民間社会福祉事業者としての先駆性・独自性を発揮し、地域住民と利用者の期待に応えます。
- (3) 稚内木馬館は、広く法人・事業所の機能を挙げて、地域福祉の充実発展に努めます。
- (4) 稚内木馬館は、職員の資質向上を図るとともに、勤務条件の改善と福利厚生の上昇に努めます。
- (5) 稚内木馬館は、利用者の期待に応えるために他の事業所との連携を強め、親睦・交流を深めるとともに、社会の発展に応じた広い視野をもった経営に努めます。

2 法人経営の原則

- (1) 稚内木馬館は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図ると共に、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。
- (2) 稚内木馬館は、社会福祉事業を行うに当たっては、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めます。

3 実施事業

次に掲げる第2種社会福祉事業を行います。

<児童厚生事業>

- (1) はまなす児童遊園

<介護サービス事業>

- (2) グループホームひだまり
 - ・認知症対応型老人共同生活介護事業 定員 18名
- (3) デイサービスセンターひだまり
 - ・地域密着型通所介護事業 定員 15名

<障害福祉サービス事業>

- (4) 障害福祉サービス事業所稚内第一木馬館
 - ・就労継続支援B型事業 定員 30名
- (5) 多機能型障害福祉サービス事業所手作り工房どーなつ
 - ・就労継続支援B型事業 定員 14名
 - ・自立訓練（生活訓練）事業 定員 6名
 - ・生活介護事業、基準該当放課後等デイ 定員 20名
- (6) 生活介護センターあん
 - ・生活介護事業、基準該当放課後等デイ 定員 20名
- (7) メゾン木馬館
 - ・共同生活援助事業 定員 38名
 - （メゾンひだまり、メゾンまーや、メゾンはまなす、メゾンしおみ、メゾンはぎみ）
- (8) 相談支援センター木馬館
 - ・特定相談支援事業、受託事業

4 重点取組み事項

次の3項目については特に重点的に取り組んでいきます。

- (1) 法人組織体制の充実
 - 現役員等の任期は本年定時評議員会議（6月予定）をもって満了となることから、次期役員等の選任手続を適切に進めます。
 - ・評議員 定員 7名
 - ・理事 定員 6名
 - ・監事 定員 2名
 - ・評議員選定委員 定員 5名
- (2) 新型コロナウイルス等感染予防対策
 - 新型コロナウイルス感染予防対策は最重要課題として取り組んでいきます。また、併せてノロウイルス、インフルエンザ等の感染予防対策も徹底していきます。
 - ・関係機関との連携と情報の収集
 - ・マニュアル等に基づく予防対策の周知徹底
 - ・感染予防資機材の確保

(3) サービス提供体制の充実強化

①施設整備

- 快適なサービス提供環境の確保と維持管理
 - ・既存の各施設は老朽化が目立ち始めているため、別途策定する「施設整備計画」に基づき保全整備を進めていきます。

②人材の確保・育成

- 利用者サービス提供体制の充実
 - ア 国の制度を最大限活用した人材確保育成の推進
 - ・現行処遇改善加算制度の拡充及び特定処遇加算制度の活用
 - イ サービス提供体制の充実
 - ・各種専門職員を含め事業所ごとに必要とされる人員（人材）の確保
 - ・人材育成方針（キャリアパス）に基づく教育訓練（研修）の実施
 - ・有資格者の育成と定着化

5 継続取組み事項

法人経営の安定化と業務を適正に進めていくため継続して取り組んでいきます。

(1) 利用者へのサービス向上及び法令遵守

- ① 介護計画又は個別支援計画に基づくサービス提供の徹底
 - ・利用者個々の心身状況、年齢、ニーズ等を踏まえた適切かつ客観的な介護計画又は個別支援計画を策定し、計画に基づいたサービス提供を行っていきます。
- ② 法令遵守（コンプライアンス）の徹底
 - ・法人が定めた「身体拘束等の適正化のための方針」（平成31年1月1日制定）に基づき、身体拘束、虐待等に対する防止対策の啓発に努めます。
 - ・個人情報の適正な取扱いの確保に努めます。
 - ・関係法令及び法人の各種規程の遵守に努めます。
- ③ 苦情処理、事故処理等の適正化
 - ・利用者等からの苦情に対し適切な解決に努めます。
 - ・事故発生時における迅速適正な事故処理と事故報告を図ります。
 - ・所轄庁に対する事故報告の迅速化を図ります。
- ④ 安全性の確保
 - ・定期的に避難訓練を実施します。

- ・消防用設備等の定期検査を実施します。
- ・気象警報発表時等における利用者の安全確保に努めます。
- ・転倒事故等の未然防止に努めます。
- ・事業所内の安全管理体制の充実に努めます。

(2) 法人内委員会の推進

①法人内委員会の開催

事業運営上の専門分野についての計画及び実施の協議を行っていきます。ただし、新型コロナウイルス感染予防対策を最優先とするため、開催方法等については各々協議のうえ進めます。

- ・給食委員会
- ・利用者処遇委員会
- ・マニュアル策定委員会

(3) 財務管理の充実

- ①業務の効率化及びコスト削減に努めます
- ②経理事務の適正化を推進します
- ③契約の透明性の確保を図ります

(4) 事業経営の透明性の推進

- ①法人の基本情報、定款、各規程、各事業所の事業内容、職員採用等についてホームページの充実に努めます。
- ②グループホームひだまり及びデイサービスセンターひだまりの運営推進会議を開催します。

(5) 地域住民との連携

事業所所在地の町内会イベント等への参加等、積極的に地域住民との連携に努めます。

(6) 事業内容、事業定員の見直し等の検討

前年度から事業所の再編や縮小・廃止等について内部で検討を進めてきたが、現状のコロナ禍による社会情勢や利用者動向も見極めたくうえで引き続き検討していきます。

- ① 事業所の統合・再編について
 - ・就労継続支援B型事業所の統合（第一木馬館・手作り工房どーなつ）と、手作り工房どーなつの「生活介護事業」単独事業所化について
- ② 事業の縮小・廃止等について
 - ・デイサービスひだまり、相談支援センター、児童遊園

6 評議員会議・理事会議・監事監査の開催予定

開催予定月	評議員会議	理事会議	監事監査
令和3年5月			第1回・決算
6月	定時評議員会議	第1回・第2回	
8月			第2回
9月		第3回	
11月			第3回
12月		第4回	
令和4年2月			第4回
3月	臨時評議員会議	第5回	